

浜松学院大学短期大学部学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本学は学校教育法第 108 条に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、地方文化の向上に貢献することを目的とする。

2 本学に幼児教育科を置き、地域を中心とした社会の要請のもと、未来を担う子どもたちを育てる豊かな人間性と高い教養を持ち、専門知識と技術、実践力を身につけた幼児教育・保育の専門家を養成することを目的とする。

(目的達成と評価)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第 109 条第 2 項で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第 2 条の 2 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第 2 章 学生定員及び修業年限

(学生定員)

第 3 条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

(学 科)	(入学定員)	(総定員)
幼児教育科	140 名	280 名

(修業年限及び在学年限)

第 4 条 本学の修業年限は 2 年とする。ただし、学生は 4 年を超えて在学することができない。

2 職業を有するなど、特別の事情がある入学生については、別に定めるところにより、第 1 項に定める修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを認めることがある。(以下「長期履修学生」という。)ただし、この場合でも、

学生は6年を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学園創立記念日（11月22日）

(4) 夏季休業日（7月19日から9月3日まで）

(5) 冬季休業日（12月20日から1月7日まで）

(6) 春季休業日（3月20日から4月10日まで）

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学、休学、転科、転学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年の始めとする。

2 前項のほかにも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第9条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が

定める基準を満たす者に限る) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの。

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(退学)

第13条 疾病その他やむをえない事由で退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第14条 前条の規定による退学者が学籍を失ったときから2年以内に再入学を願い出たときは、その事由によって学長はこれを許可することがある。ただし、入学の時期は、学年の始めとする。

(休学)

第15条 疾病、留学その他やむをえない事由で修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第16条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第4条の在学年限に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(学士・短期大学士入学)

第18条 学士・短期大学士で入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、教授会の意見を聴いて、これを許可することがある。

(転学)

第19条 他の大学に、若しくは他の大学から、転入学を志願する者に対しては、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することがある。

(留学)

第19条の2 外国の短期大学又は大学に留学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 留学の期間は、第4条の在学年限に算入する。

3 海外提携校への留学について必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて学長が除籍する。

(1) 第4条に定める在学年限を超えた者

(2) 第16条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び授業科目の履修方法

(教育課程の編成方針)

第21条 教育課程の編成に当たっては、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養を培い豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

(教育課程の編成)

第22条 前条の趣旨に即し、授業科目を基本教育科目及び専門教育科目に分ける。

2 1年次においては、基本教育科目を主とし、併せて専門教育科目の一部を履修させ、2年次においては、主として専門教育科目を履修させる。

3 各授業科目を必修科目と選択科目とに分け、これを各年次に配当して編成する。

(教育課程)

第23条 本学の教育課程は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、授業及び授業外を合わせて45時間の学修を必要とする教育内容をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業外に必要な学修を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

2 前項の授業は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

(1年間の授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第26条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験の方法)

第27条 試験は原則として、学期末又は学年末にその履修した授業科目について筆記、論文、口述、実技等によって行う。

(成績の評価)

第28条 試験の評価は、秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)の5種類とし、可以上を合格とする。

2 前項の他、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことがある。

(臨時試験)

第29条 特別の事由により、臨時試験を行うことがある。臨時試験に関する事項は別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第30条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表に定めるところにより、70単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第 31 条 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第 32 条 前条の規定に基づき、本学を卒業した者に対しては、学長は下記の学位を授与するものとする。

幼児教育科 短期大学士（幼児教育）

(教育職員免許状の取得)

第 33 条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状は、次のとおりである。

幼児教育科 幼稚園教諭二種免許状

(保育士資格の取得)

第 34 条 保育士資格を取得しようとする者は、第 30 条の規定の科目のほかに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）に定める科目及び単位について所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 第 30 条及び前項に規定する科目及び単位を修得した者には、指定保育士養成施設卒業証明書を交付する。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 35 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 36 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 37 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授

業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第35条第1項及び前条第1項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において第35条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第7章 入学検定料、入学金、授業料その他の納付金

(入学検定料)

第38条 入学検定料は、30,000円とする。

(入学金、授業料その他の納付金)

第39条 入学金及び授業料は次のとおりとし、その他の納付金は別に定める。

(入学金) (授業料年額)

幼児教育科	200,000円	650,000円
-------	----------	----------

2 長期履修学生の授業料の年額については別に定める。

(授業料等の納期)

第40条 授業料等の納入は、各年度に係る授業料等については前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納入する額は年額の2分の1に相当する額とする。

2 授業料等の納期は、前期分にあつては4月末日まで、後期分にあつては10月末日までに納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第41条 休学を許可され又は命ぜられた者については、学期の全てを休学する場合は、休学中の授業料等は免除する。ただし、別に定める在籍料を納入するものとする。

(復学の場合の授業料等)

第42条 復学を許可された者については、当該学期に納入した在籍料とは別に復学した月から授業料等を納入するものとする。ただし、この場合の授業料等の額は、授業料等の年額の12分の1に相当する額に復学の日属する月から当該学期末までの月数を乗じた額とし、これを復学した日属する月に納入しなければならない。

(退学の場合の授業料等)

第 43 条 退学する者は、当該期の授業料等を退学する日の属する月までに納入するものとする。

(授業料の減免等)

第 44 条 授業料その他の納付金は、特別の事情があるときには、一部又は全部を免除することがある。

2 前項の納付金の減免等については、別に定める。

(納入した授業料等の返還)

第 45 条 授業料等の返還については、別に定める。

第 8 章 教職員組織

(学 長)

第 46 条 本学に学長を置く。学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(短期大学部部長)

第 47 条 本学に短期大学部部長を置き、短期大学部の教授をもって充てる。

(職 員)

第 48 条 本学に教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

第 9 章 教 授 会

(教授会)

第 49 条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第 50 条 教授会は学長、教授、准教授、専任講師、助教をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に事務長その他の教職員を加えることができる。

(教授会の審議事項)

第 51 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 学則及び諸規程に関する事
- (4) 教員の任用及び昇任にかかる教育研究業績の審査に関する事
- (5) 学生の退学、転学、休学、復学、除籍に関する事
- (6) 学生の指導、賞罰に関する事

(7) 前六号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長つかさどる教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

(その他)

第 52 条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第 10 章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 53 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第 26 条及び第 28 条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第 53 条の 2 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 54 条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第 11 章 賞 罰

(表 彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて学長が表彰する。

(罰 則)

第 56 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関して必要な事項は別に定める。

第 12 章 図 書 館

(図書館)

第 57 条 本学に図書館を附設する。図書館に関する規程は別に定める。

第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 58 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 14 章 保健厚生施設

(施設の利用)

第 59 条 本学の教職員及び学生は、保健相談室、学生相談室、大学会館等の施設を利用することができる。

附 則

- 1 学則は、教授会の議を経て、これを改正し得る。
- 2 この学則は、昭和 38 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この学則を施行するために必要がある場合は、さらに細則を設けることがある。
- 2 この改正学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正学則は、昭和50年4月1日から実施する。

附 則

この改正学則は、昭和51年4月1日から実施する。ただし、第15条は、昭和50年12月1日から実施する。

附 則

この改正学則は、昭和52年4月1日から実施する。ただし、第33条は、昭和51年12月1日から実施する。

附 則

この改正学則は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この改正学則は、昭和54年4月1日から実施する。ただし、第33条は、昭和53年12月1日から実施する。

附 則

この改正学則は、昭和55年4月1日から実施する。ただし、第34条は、昭和55年度入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和56年4月1日から実施する。ただし、第34条は、昭和56年度入学生から適用し、第33条については、昭和55年12月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和57年4月1日から実施する。ただし、第8条及び第34条は、昭和57年度入学生から適用し、第33条については、昭和56年12月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和58年4月1日から実施する。ただし、第34条は、昭和58年度入学生から適用し、第33条については、昭和57年11月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。ただし、第 33 条は昭和 59 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この改正学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。ただし、第 34 条は、昭和 63 年度入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成元年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。ただし、第 33 条は、平成 2 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則は、平成 5 年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、

従前の学則が適用される。

附 則

この改正学則は、平成6年4月1日から実施する。ただし、第39条は、平成5年10月1日から実施する。

附 則

この改正学則は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この改正学則は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定については、平成10年10月1日から施行する。
- 2 第40条の規定は、平成11年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、英語科は、改正後の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続する。

附 則

この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、改正後の第22条、

第30条及び別表は、平成16年度入学生から適用する。

- 2 浜松短期大学商科第一部、英語コミュニケーション科は、改正後の第3条にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続し、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、幼児教育科第二部は、改正後の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続する。

附 則

この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第39条第2項については、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表は平成23年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表は平成27年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、学則第39条第1項の規定を除き、令和2年4月1日から施行する。

2. 第39条第1項の規定は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日現在、在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、令和4年3月31日現在在学する者についてはなお従前の例による。